

## 手数料規程

### (総則)

第1条 木材保存剤等認定規程（以下「認定規程」という。）第12条に規定する認定登録料、木材保存剤及び保存処理木材等の性能受託試験規程（以下「性能受託試験規程」という。）第8条に規定する受託試験費、木材保存士規程第10条に規定する木材保存士資格検定試験受験料並びに第4条及び第5条に規定する木材保存士登録料、木材劣化診断士規程第9条に規定する木材劣化診断士資格検定試験受験料並びに第4条及び第5条に規定する木材劣化診断士登録料は、この規程の定めるところによる。

### (認定登録料)

第2条 認定登録料は、別表第1のとおりとする。

2 認定を受けようとする製品の性能科目が2以上にわたるなど特別な場合の認定登録料は、認定規程第6条に規定する認定委員会委員の意見を聴いて、会長が別に定める。

### (受託試験費)

第3条 受託試験費は、試験項目ごとに別表第2のとおりとする。

2 性能試験を依頼しようとする製品の性能科目が2以上にわたるなど特別な場合の受託試験費は、性能受託試験規程第7条に規定する企画運営委員会委員の意見を聴いて、会長が別に定める。

### (木材保存士資格検定試験受験料)

第4条 木材保存士資格検定試験受験料は、別表第3のとおりとする。

### (木材保存士登録料)

第5条 木材保存士登録料は、別表第4のとおりとする。

### (木材劣化診断士資格検定試験受験料)

第6条 木材劣化診断士資格検定試験受験料は、別表第5のとおりとする。

### (木材劣化診断士登録料)

第7条 木材劣化診断士登録料は、別表第6のとおりとする。

附則 この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附則 この規程は、昭和63年1月14日から施行する。

附則 この規程は、平成4年5月1日から施行する。

附則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成25年5月8日から施行する。

附則 「木材保存士資格検定講習」、「木材劣化診断士資格検定講習」、「木材保存講座」及び「木材劣化診断研修会」の受講料は別に定める。

附則 木材保存剤等認定規程の一部を次のように改正する。

第12条中「認定手数料」を「認定登録料」に改める。

附則 木材保存剤及び保存処理木材等の性能受託試験規程の一部を次のように改正する。

第8条中「受託試験手数料」を「受託試験費」に改める。

附則 木材保存士規程の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「登録料」を「木材保存士登録料」に改め、第10条中「資格検定試験手数料」を「木材保存士資格検定試験受験料」に改める。

附則 木材劣化診断士規程の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「登録料」を「木材劣化診断士登録料」に改め、第9条中「資格検定試験手数料」を「木材劣化診断士資格検定試験受験料」に改める。

## 手 数 料 一 覧

平成 26 年 7 月

公益社団法人日本木材保存協会

○認定登録料（手数料規程第 2 条、別表第 1）

（単位：円）

区 分	会 員	非 会 員
新規認定料	205,714	257,142
認定登録更新料	82,285	102,857
木材保存剤等認定証、各保存士証発行料	5,141	6,428
英文木材保存剤等認定証発行料	10,284	12,856

○受託試験費（手数料規程第 3 条、別表第 2）

（単位：円）

試験項目	区 分	試験方法	会 員	非 会 員
防 腐 試 験	室内試験	JIS K 1571:2010（木材保存剤—性能基準及びその試験方法：表面処理、注入処理）	411,428	514,285
		JWPAS-FW-GR(2011)（接着剤混入処理用木材防腐剤の性能基準及びその室内試験方法）		
		JWPAS-FE(2011)（高耐久木質材料の防腐性能基準及びその試験方法）		
	ファンカステラ —試験	培養瓶試験：JIS K 1571:2010（木材保存剤—性能基準及びその試験方法：注入処理）	370,285	462,856
		腐朽槽試験：JIS K 1571:2010（木材保存剤—性能基準及びその試験方法：注入処理）	452,570	565,713
	野外試験	JIS K 1571:2010（木材保存剤—性能基準及びその試験方法：注入処理）	534,407	668,570
防 蟻 試 験	室内試験	JIS K 1571:2010（木材保存剤—性能基準及びその試験方法：表面処理、注入処理）	370,285	462,856
		JWPAS-TW-GR(2011)（接着剤混入処理木材防蟻剤の性能基準及びその室内試験方法）		
		JWPAS-TE(2011)（高耐久木質材料の防ぎ（蟻）性能基準及びその試験方法）		
		JWPAS-DTW-R(2013)（注入処理用木材保存剤の乾材シロアリに対する性能基準及びその試験方法）		
	野外試験	JIS K 1571:2010（木材保存剤—性能基準及びその試験方法：表面処理、注入処理）	534,857	668,570
		JWPAS-TW-GF(2011)（接着剤混入処理木材防蟻剤の性能基準及びその野外試験方法）		
	土壌処理	JWPAS-TS-(1)(2011)（土壌処理用防蟻剤等の性能基準及びその試験方法：室内試験）	333,256	416,571
		JWPAS-TS-(1)(2011)（土壌処理用防蟻剤等の性能基準及びその試験方法：野外試験）	555,427	694,285

防蟻試験	非木質系	JWPAS-TNW(2011) (防蟻剤処理非木質系製品の性能基準及びその室内防蟻効力試験方法：忌避性能)	312,684	390,856
		JWPAS-TNW(2011) (防蟻剤処理非木質系製品の性能基準及びその室内防蟻効力試験方法：はい上がり防止性能)	312,684	390,856
		JWPAS-TNW(2011) (防蟻剤処理非木質系製品の性能基準及びその室内防蟻効力試験方法：貫通防止性能)	312,684	390,856
	ベイト工 法	JWPAS-TB(2011) (ベイト工法用防蟻剤の性能基準及びその試験方法：室内試験)	411,428	514,285
		JWPAS-TB(2011) (ベイト工法用防蟻剤の性能基準及びその試験方法：野外試験)	534,857	668,570
	粒子物理 バリア	JWPAS-TS-(2) (粒子による物理的防蟻層(粒子物理層バリア)の性能基準と貫通阻止効力試験方法：室内試験)	411,428	514,285
JWPAS-TS-(2) (粒子による物理的防蟻層(粒子物理層バリア)の性能基準と貫通阻止効力試験方法：野外試験)		534,857	668,570	
防かび試験		JWPAS-MW (2011) (木材用防かび剤の性能基準及びその試験方法)	370,285	462,856
防虫試験		JWPAS-IW (2011) (木材防虫剤の性能基準及びその試験方法：幼虫試験・成虫試験)	493,713	617,142
		JWPAS-IW-G-(1)(2011) (接着剤混入処理用木材防虫剤の性能基準及びその成虫効力試験方法)		
		JWPAS-IW-G-(2)(2011) (接着剤混入処理用木材防虫剤の性能基準及びその幼虫効力試験方法)		
鉄腐食性試験		JIS K 1571:2010 (木材保存剤—性能基準及びその試験方法：表面処理、注入処理)	41,142	51,428
親和性試験		JWPAS-CP-(1)(2011) (木材接着剤混入用木材保存剤の親和性性能基準及びその試験方法)	41,142	51,428
浸透性試験		JWPAS-CP-(2)(2011) (加圧処理用木材保存剤 (乳化製剤及び懸濁化製剤) の浸透性性能基準及びその試験方法)	57,599	71,999
安定性試験		JWPAS-CP-(3) (加圧処理用木材保存剤 (乳化製剤及び懸濁化製剤) の安定性性能基準及びその試験方法)	57,599	71,999

注：1. 防腐試験のうち、野外試験については試験開始から2年間の料金とし、以後2年経過するごとに会員246,856円、非会員308,571円を加算する。

2. 保存処理木材の試験は、それぞれの試験項目に対応するそれぞれの試験方法を準拠して実施するものとし、受託試験費は本表を準用するものとする。

3. 指定濃度 a, b 2 濃度の場合、b の受託試験費は定額の 0.5、a, b. c・・3 濃度以上の場合の c 以降の受託試験費は定額の 0.3 とする。

4. 保存処理木材の樹種については、樹種 a、b 2 樹種の場合、b の受託試験費は定額の 0.5、a、b、c・・3 樹種以上の c 以降の受託試験費は定額の 0.3 とする。

5. 本表に定めのない受託試験費は、手数料規程第3条第2項<sup>※1</sup>の規定を準用して別に定める。

※1：性能試験を依頼しようとする製品の性能科目が2以上にわたるなど特別な場合の受託試験費は、性能受託試験規程第7条<sup>※2</sup>に規定する企画運営委員会委員の意見を聴いて、会長が別に定める。

※2：性能受託試験規程第7条：会長は、性能受託試験を実施するため、企画運営委員会委員の意見を聴いて、性能試験の実施機関を指定するものとする。

○木材保存士に関する手数料（手数料規程第4条の別表第3及び第5条の別表第4）

（単位：円）

区 分	会 員※	非 会 員
資格検定講習・受験料（新規の登録資格取得）	33,942	33,942
登録更新受講料（3年毎）	15,427	15,427
木材保存講座受講料	15,427	20,570
木材保存士新規登録料	15,427	15,427
木材保存士更新登録料	10,284	10,284

※：企業、団体、賛助会員の社員を含む。以下同様

○木材劣化診断士に関する手数料（手数料規程第6条の別表第5及び第7条の別表第6）

（単位：円）

区 分	会 員※	非 会 員
資格検定受講料（新規の登録資格取得）	20,000	20,000
資格検定受験料（新規の登録資格取得）	10,000	10,000
登録更新受講料（3年毎）	20,000	20,000
新規登録料	10,000	10,000
更新登録料	10,000	10,000

以上